株式会社ミルボン

第58期 定時株主総会招集ご通知

日 時

平成30年3月29日(木曜日)午前10時

場所

東京都中央区日本橋蛎殻町2丁目1番1号 ロイヤルパークホテル3階「ロイヤルホール」

(末尾記載の「株主総会会場のご案内略図」をご参照ください。)

昨年とは開催場所が異なりますので、末尾の 「株主総会会場ご案内略図」をご参照のうえ、 お間違いのないようにお越しください。

議決権行使期限

平成30年3月28日 (水曜日) 午後5時30分まで

決議事項

第1号議案 剰余金の配当 (第58期期末配当) の件 第2号議案 取締役10名選任の件 本年から、株主総会ご出席株主さまへのお土産の配布 を取り止めさせていただくことになりました。 何卒ご了承くださいますようお願い申しあげます。 株主各位

(本店所在地) 大阪市都島区善源寺町2丁目3番35号 (本社) 東京都中央区京橋2丁目2番1号京橋エドグラン

株式会社ミルボン

代表取締役社長 佐藤龍二

第58期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第58期定時株主総会を下記のとおり、開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、後述のご案内に従って平成30年3月28日(水曜日)午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

記

敬具

日
 場

時 平成30年3月29日(木曜日)午前10時

所 東京都中央区日本橋蛎殻町2丁目1番1号 ロイヤルパークホテル3階「ロイヤルホール」 平成29年11月に本社機能を東京都中央区に移転しましたので、本年より株主総会の開催場所を変更することといたしました。ご来場の際は、末尾の「株主総会会場のご案内略図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。

图 目 的 事 項 報 告 事 項

- 1. 第58期 (平成28年12月21日から平成29年12月31日まで)
 - 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2. 第58期 (平成28年12月21日から平成29年12月31日まで) 計算書類報告の件

決 議 事 項 第 1 号議案 第 2 号議案

剰余金の配当 (第58期期末配当) の件 取締役10名選任の件

4 議決権行使に ついてのご案内

- 1. 書面による議決権行使の場合 同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成30年3月28日(水曜日)午後5時 30分までに到着するようご返送ください。
- 2. インターネット等による議決権行使の場合 インターネット等により議決権を行使される場合には、後記の議決権行使のご案内をご高覧 のうえ、平成30年3月28日(水曜日)午後5時30分までにご行使ください。

以上

[◎]本総会にご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

[◎]次の事項につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページ(http://www.milbon.co.jp)に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。

① 連結計算書類の連結注記表 ② 計算書類の個別注記表

なお、監査役及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知添付書類に記載の各書類のほか、当社ホームページ (http://www.milbon.co.jp) に掲載している連結注記表及び個別注記表となります。

[◎]株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合には、書面による郵送または当社ホームページ(http://www.milbon.co.jp)において掲載することにより、お知らせいたします。

議決権行使のご案内

株主総会における議決権の行使は、株主のみなさまの大切な権利です。

是非とも議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。議決権の行使は、以下の方法があります。

株主総会にご出席いただける場合



会場受付にご提出

同封の議決権行使書用紙を株主総会当日に会場受付にご提出ください。

平成30年3月29日(木曜日) 午前10時 場所 ロイヤルパークホテル 3 階 「ロイヤルホール」

株主総会にご出席いただけない場合「書面」または「インターネット等」で事前に議決権を行使いただけます。



書面

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご返送ください。 なお、議案につきまして賛否を表示せず提出された場合は、賛成の意思表示があったも のとしてお取り扱いいたします。

行使期限 平成30年3月28日 (水曜日) 午後5時30分までに到着



インターネット等

- ●インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使サイトをご利用いただく ことによってのみ可能です。なお、携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただけます。
- ●インターネットにより、議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行 使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案の賛否をご登録ください。
- ●インターネット等による議決権行使は、平成30年3月28日(水曜日)午後5時30分まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使されるようお願いいたします。

議決権行使サイト

https://www.web54.net

行使期限 平成30年3月28日 (水曜日) 午後5時30分までに入力

- ●書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- ●インターネット等によって、複数回、または、パソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使 として取り扱わせていただきます。
- ●議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金(電話料金等)は株主さまのご負担となります。

インターネットによる議決権行使に 関するお問い合わせ

株主名簿管理人 三井住友信託銀行証券代行部

【専用ダイヤル】 (年前9時~午後9時)

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の配当(第58期期末配当)の件

当社は、株主さまに対する利益還元を経営の重要課題として位置づけるとともに、今後の収益力向上のための内部留保による企業体質の強化を図りながら、業績に対応した成果の配分を行うことを基本方針としております。

当期(平成29年12月期)の期末配当につきましては、次のとおりとさせていただきたく存じます。

①配当財産の種類

金銭

②株主さまに対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき	金 52円
総額	851,257,212円

(ご参考)

年間配当金は、中間配当金40円と合わせ、1株につき92円となり前期と比べ14円の増配となります。

③剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年3月30日

第2号議案 取締役10名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員(11名)の任期が満了となりますので、取締役10名の選任をお願いするものであります。

なお、取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	さとうりゅうじ 佐藤龍二 (昭和34年10月18日生) 再任	昭和56年4月 当社入社 平成11年12月 プロダクツプロデュース部長 平成12年12月 マーケティング部長 平成14年3月 取締役マーケティング部長 平成15年12月 常務取締役 平成20年3月 代表取締役社長 現在に至る	36,466株
	広い見識を有しておりま	由】 品企画、マーケティング、経営企画等の幅広い経験により、戦略推進におけ す。また、平成20年の代表取締役社長就任以来、強いリーダーシップを発揮 きましたため、引き続き取締役候補者といたしました。	
2	しげむね のぼる 重 宗 昇 (昭和30年9月4日生) 再任	昭和51年 4 月 当社入社 平成11年12月 マーケティング部長 平成12年12月 経営企画室長 平成16年12月 経理部長 平成18年 3 月 取締役経理部長・広報担当 平成21年12月 常務取締役東日本営業担当 平成26年12月 常務取締役FP本部長 平成27年12月 専務取締役FP本部長 現在に至る	20,260株
		ー- ィングや経営企画、経理、営業と幅広い部門を担当し、社業全般に対する豊 近年では営業部門の本部長として、当社の成長に貢献してきた実績を持つこ	

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	B	各歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3	むらいまさひる 村井正浩 (昭和34年4月28日生) 再任	平成 4 年 3 月 平成13年12月 平成19年 3 月 平成21年12月	当社入社 管理部長 取締役管理部長 常務取締役管理担当 現在に至る	22,980株
		ー - 部門を管掌し、長年	Fにわたり部長を担当し、管理全般に関する豊富な経験と 材務戦略の構築に向けて適切な人材と判断し、引き続き取	
4	とょた おさむ 豊田 修 (昭和29年2月24日生) 再任	昭和52年4月 平成11年12月 平成16年3月 平成23年12月 平成25年12月 平成27年12月 平成30年1月	当社入社 国際部長 取締役国際部長 取締役国際営業部長 取締役国際第一営業部長 常務取締役国際第一営業担当 常務取締役国際FP本部長 現在に至る	17,176株
		たり海外マーケット	、の開拓と、海外事業の発展をけん引し、海外事業におけ る海外戦略の推進に向けて、適切な人材と判断し、引き続	- 12-1 12-21 - 1
5	むらたてるお 村田輝夫 (昭和31年3月14日生) 再任	昭和51年4月 平成11年12月 平成20年3月 平成26年12月	当社入社 生産部長 取締役生産部長 取締役生産本部長 現在に至る	29,196株
		ー。 たり生産部門の部長	長を担当し、当社における生産基盤の構築に、多大な貢献 ¥い、生産体制の更なる向上のために必要な人材と判断し	

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
6	たけだやすふみ 武田靖史 (昭和34年1月19日生) 再任	昭和56年4月 当社入社 平成18年12月 中央研究所長 平成24年3月 取締役中央研究所長 平成26年12月 取締役開発本部長 現在に至る	16,897株
		曲】 に対する豊富な経験と、幅広い知識を有し、長年にわたり製品開発において 、オージュアや"milbon"等の主力製品の開発を手がけた実績をもつことから	
7	おおしお みつる 大塩 充 (昭和40年12月16日生) 再任	昭和63年4月 当社入社 平成18年12月 大阪支店長 平成19年12月 福岡支店長 平成21年12月 名古屋支店長 平成23年12月 名古屋支店長・事業開発部長 平成24年3月 取締役名古屋支店長・事業開発部長 平成25年12月 取締役経営戦略部長・事業開発部長 平成26年12月 取締役事業開発部長 平成30年1月 取締役事業開発部長 平成30年1月 取締役事業開発部長 ・財務役事業開発部長 ・財務役事業開発部長 ・財務役事業開発部長	11,236株
		の支店長を歴任し、販売戦略における豊富な経験と、幅広い見識を有してる オーガニックブランドであるヴィラロドラの売上増に貢献した実績もあり、	
8	こうのいけ かずのぶ 鴻 池 一信 (昭和44年11月8日生) 再任	平成 4 年 4 月当社入社平成16年 3 月MILBON USA, INC. President平成22年10月経営企画室長平成23年12月経営戦略部長平成24年 3 月取締役経営戦略部長平成25年12月取締役国際第二営業部長平成30年 1 月取締役 S 推進担当・情報システム部長現在に至る	429,494株
	【取締役候補者とした理 当社において、初の海外 続き取締役候補者といた	子会社社長として、海外マーケットの開拓を推進した実績と、経営戦略部長の	の経験から、引き

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
	たかはたしょういちろう 高畑省一郎 (昭和28年1月4日生) 再任 社外取締役 (独立役員)	昭和50年4月 中小企業金融公庫入庫 昭和61年10月 公認会計士登録 平成5年4月 経営戦略研究所所長(現任) 平成17年3月 当社監査役 平成28年3月 当社社外取締役(現任) 現在に至る	0株
9	なる強化に活かしていた き社外取締役候補者とい なお、同氏は、過去に上 を適切に遂行することが	ており、その財務及び会計知識並びに公認会計士としての経験を、当社のガルだくこと、また、経営戦略研究所所長としての幅広い見識と豊富な経験を有い	しており、引き続 締役としての職務
10	はまぐち たいぞう 濱 □ 泰 三 (昭和25年10月29日生) 再任 社外取締役 (独立役員)	昭和48年4月 安宅産業株式会社入社 昭和52年10月 伊藤忠商事株式会社入社 平成16年6月 同社執行役員 平成16年12月 伊藤忠食品株式会社 代表取締役社長 平成26年6月 同社取締役会長執行役員 平成27年6月 同社会長 平成28年3月 当社社外取締役(現任) 平成28年6月 同社代表取締役・社長執行役員 平成29年6月 同社取締役・相談役(現任) 現在に至る	735株
	総合商社取締役・相談役 への積極的な意見・提言	た理田】 、食品商社の経営者として豊富な経験を有しており、当社の海外への事業展開 を期待し、引き続き社外取締役候補者といたしました。 営陣からの独立性を有しており、一般株主と利益相反が生じるおそれはあり	

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 2. 高畑省一郎氏及び濱口泰三氏は、社外取締役候補者であります。
 - 3. 当社は高畑省一郎氏及び濱口泰三氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏が選任された場合には、当社は両氏を引き続き独立役員とする予定であります。
 - 4. 社外取締役として有能な人材を迎えることができるよう、会社法第427条第1項及び定款第34条第2項の規定に基づき、会社法第423条第1項に規定する会社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定めております。当該責任限定契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める取締役の最低責任限度額となります。
 - 5. 現在、高畑省一郎氏及び濱□泰三氏は社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、それぞれ2年となります。
 - 6. 高畑省一郎氏は、平成17年3月から平成28年3月までの11年間、当社監査役として在任しておりました。
 - 7. 各候補者の所有する当社の株式の数には、役員持株会における各候補者それぞれの持分を含んでおります。

以上

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

1概況

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用環境の改善を背景に個人消費が持ち直し、緩やかな回復 基調が継続しました。先行きについては、米国の不安定な政権運営や欧州における政治リスク、中国や アジア新興国等の景気減速懸念など、経済全般に不透明な状況が続いております。美容業界におきまし ても、人口動態の影響などにより、厳しい状況が続いております。

このような状況のもと、当社グループは、美容室に対して『顧客の世代観と価値観を捉えることで 生涯顧客を創造する「生涯美容師の育成」を支援し、世代波及消費による生産性の向上を目指します』 をテーマに取り組んでまいりました。

染毛剤部門においては、2月に発売いたしました個性的で自由なへアカラーデザインを実現する「オルディーブアディクシー」が外国人のようなカラーを楽しめると大好評で、計画を大きく上回る売上高となりました。また、ヘアケア用剤部門においては、11月にバージョンアップした「オージュア」が高い評価を受けています。さらに、海外市場では、中国、韓国等、東アジア地域が引き続き順調に伸長しております。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は334億56百万円、営業利益は53億45百万円、経常利益は49億97百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は38億17百万円となりました。

なお、当連結会計年度は、決算期の変更により、平成28年12月21日から平成29年12月31日までの12ヶ月と11日の決算となります。また、連結決算に際して、海外連結子会社は平成28年10月1日から平成29年12月31日までの15ヶ月の個別決算数値となります。そのため、前年同期比については記載しておりません。

(単位:百万円)

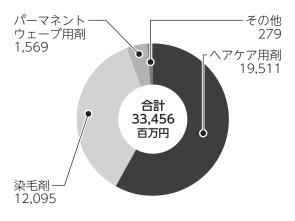
	区	分		前連結会計年度(第57期)	当連結会計年度(第58期)	増減率
売	上		副	29,134	33,456	_
営	業	利	益	5,113	5,345	_
経	常	利	益	4,733	4,997	_
親会当	社 株 主 (期 純		する 益	3,069	3,817	_

②部門別の状況

部門別売上高は次のとおりであります。

(単位:百万円)

部門	売 上 高	構成比	増減率
ヘアケア用剤	19,511	58.3%	_
染毛剤	12,095	36.2%	_
パーマネント ウェーブ用剤	1,569	4.7%	_
そ の 他	279	0.8%	_
合 計	33,456	100.0%	_

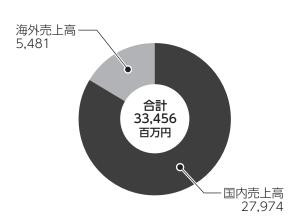


③国内海外別の状況

国内海外別売上高は次のとおりであります。

(単位:百万円)

			(1 = -7313)
	売 上 高	構成比	増減率
国内売上高	27,974	83.6%	_
海外売上高	5,481	16.4%	_
合 計	33,456	100.0%	_



(2) 対処すべき課題

国内の経済環境は、欧米の政治的な混乱、中国やアジア新興国等の景気減速懸念、東アジアでの地政学的リスクなど、先行きは不透明な状況です。美容業界におきましても、人□動態の影響による厳しい状況は続いております。

このような状況のもと、当社グループは、美容室に対して『お客さまの「生涯美容」をかなえる、「ライフタイムビューティ」を発信し、2つの時間価値を高める生涯美容師を応援することで、労働生産性の向上をめざします』をテーマに取り組んでまいります。

翌連結会計年度においては、売上高340億円、営業利益57億40百万円、経常利益52億70百万円、 親会社株主に帰属する当期純利益39億90百万円を見通しております。

株主の皆さまにおかれましては、引き続きご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

(3) 資金調達の状況

重要な資金調達はありません。

(4) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資(有形固定資産及び無形固定資産を含む)の総額は、15億70百万円であります。その主な内容は、横浜営業所移転、静岡営業所新設、本社東京移転、新販売管理システム構築によるものであります。

(5) 財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況

$\overline{\boxtimes}$	分	期	別	第 55 期 (平成25年12月21日から) (平成26年12月20日まで)	第 56 期 (平成26年12月21日から) (平成27年12月20日まで)	第 57 期 (平成27年12月21日から) (平成28年12月20日まで)	第 58 期 (平成28年12月21日から) (平成29年12月31日まで)
売	上	高	(百万円)	25,226	27,377	29,134	33,456
経	常利	益	(百万円)	4,218	4,427	4,733	4,997
親会当	社株主に帰属期 純 利	する 益	(百万円)	2,621	2,950	3,069	3,817
1 株	き当たり当期純	利益	(円)	80.03	90.10	93.73	116.58
総	資	産	(百万円)	28,138	30,799	32,444	37,642
純	資	産	(百万円)	24,104	26,212	27,706	31,103
1 杉	‡当たり純資	産額	(円)	736.05	800.51	846.16	949.99

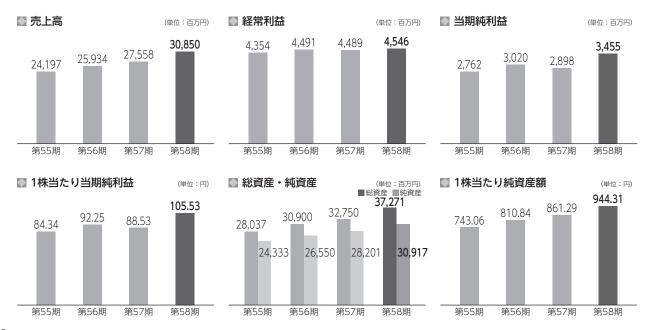
- (注) 1. 第58期は変則決算を行っており、平成28年12月21日から平成29年12月31日までの12ヶ月と11日の決算数値であり、また、連結決算に際し、海外連結子会社は平成28年10月1日から平成29年12月31日までの15ヶ月の個別決算数値であります。
 - 2. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数から、期中平均自己株式数を控除した株式数により、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数から、期末自己株式数を控除した株式数により算出しております。
 - 3. 平成30年1月1日付で、普通株式1株につき2株の割合で株式分割をしております。従いまして、第55期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期 純利益及び1株当たり純資産額を算出しております。



②当社の財産及び損益の状況

\boxtimes	分		期	別	第 55 期 (平成25年12月21日から) (平成26年12月20日まで)	第 56 期 (平成26年12月21日から) (平成27年12月20日まで)	第 57 期 (平成27年12月21日から) (平成28年12月20日まで)	第 58 期 (平成28年12月21日から) 平成29年12月31日まで)
売	上		高	(百万円)	24,197	25,934	27,558	30,850
経	常	利	益	(百万円)	4,354	4,491	4,489	4,546
当	期 純	利	益	(百万円)	2,762	3,020	2,898	3,455
1 株	当たり当	期純和	刊益	(円)	84.34	92.25	88.53	105.53
総	資		産	(百万円)	28,037	30,900	32,750	37,271
純	資		産	(百万円)	24,333	26,550	28,201	30,917
1 梯	*当たり	純資產	重額	(円)	743.06	810.84	861.29	944.31

- (注) 1. 第58期は変則決算を行っており、平成28年12月21日から平成29年12月31日までの12ヶ月と11日の決算数値であります。
 - 2. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数から、期中平均自己株式数を控除した株式数により、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数から、期末自己株式数を控除した株式数により算出しております。
 - 3. 平成30年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割をしております。従いまして、第55期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期 純利益及び1株当たり純資産額を算出しております。



(6) 重要な親会社及び子会社の状況

①重要な子会社の状況

名 称	資 本 金 又は出資金	議決権比率	主要な事業内容
MILBON USA,INC.	2,000 ^{ギUSドル}	100.0 %	頭髪化粧品販売
Milbon Trading (Shanghai) Co., Ltd.	430,000 ^{千円}	100.0 %	頭髪化粧品販売
Milbon Korea Co., Ltd.	3,000,000 ^{千ウォン}	100.0 %	頭髪化粧品販売
MILBON (THAILAND) CO., LTD.	ギバーツ 450,000	100.0	頭髪化粧品 製造、販売

②その他

特筆すべき事項はありません。

(7) 主要な事業内容

- ①医薬部外品、化粧品、美容用のロッド、ローラー、ハケ及びアイロンの製造並びに販売等
- ②美容器具、美容材料、化粧品、医薬部外品の輸出並びに輸入

(8) 主要な事業所

当 社

本	店	大阪市都島区善源寺町2丁目3番35号
本	社	東京都中央区京橋2丁目2番1号 京橋エドグラン
中央	识研 究 所	大阪市都島区善源寺町2丁目3番35号
支	店	東京青山支店(東京都渋谷区)、東京銀座支店(東京都中央区)、 名古屋支店(名古屋市中区)、大阪支店(大阪市西区)、福岡支店(福岡市中央区)
営	業所	札幌営業所(札幌市中央区)、仙台営業所(仙台市青葉区)、 さいたま営業所(さいたま市大宮区)、横浜営業所(横浜市西区)、金沢営業所(金沢市)、 静岡営業所(静岡市葵区)京都営業所(京都市下京区)、神戸営業所(神戸市中央区)、 岡山営業所(岡山市北区)、広島営業所(広島市中区)、熊本営業所(熊本市中央区)
I	場	ゆめが丘工場(三重県伊賀市)

⁽注) 1. 静岡営業所は平成29年10月23日に営業開始しました。

子 会 社

MILBON USA,INC.	568 Broadway, Suite 606, New York, NY 10012(米国)
Milbon Trading (Shanghai) Co., Ltd.	上海市黄浦区福州路666号 金陵海欣大厦25楼A1D2 (中国)
Milbon Korea Co., Ltd.	ソウル市江南区奉恩寺路115 ノベルテクビルディング5階(韓国)
MILBON (THAILAND) CO., LTD.	7/380 M.6, T.Mabyangporn, A.Pluakdaeng, Rayong 21140(タイ王国)

(9) 従業員の状況

従 業 員 数	前期末比増減
805名	30名増

^{2.} 本社は平成29年11月20日に、大阪市都島区より、東京都中央区に移転しました。これに伴い、「本社・中央研究所」を「中央研究所」としました。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数

60,204,000株

(2) 発行済株式の総数

16,558,617株 (単元株式数 100株)

(3) 株 主 数

11,616名

(4) 大株主の状況(上位10名)

株 主 名	持 株 数	持株比率
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	1,262,200 ^株	7.71 %
鴻池資産管理株式会社	960,000 ^株	5.86 %
村 井 佳比子	741,812 ^株	4.53 %
北 嶋 舞 子	741,212 ^株	4.53 %
三井住友信託銀行株式会社	667,200 ^株	4.08 %
特定有価証券信託受託者 株式会社SMBC信託銀行	664,000 ^株	4.06 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	505,300 ^株	3.09 %
ミルボン協力企業持株会	489,778 ^株	2.99 %
	429,364 ^株	2.62 %
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	390,700 ^株	2.39 %

⁽注) 持株比率は自己株式 (188,286株) を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

平成29年11月29日開催の取締役会決議に基づき、投資家の皆様がより投資しやすい環境を整えるとともに、投資家層の拡大および株式の流動性の向上を図るため、平成30年1月1日付をもって、普通株式1株を2株に分割しております。これにより発行済株式の総数は16,558,617株増加して、33,117,234株となっております。また、これに伴い、同日付で発行可能株式総数を120,408,000株に変更しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当する事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	佐 藤 龍 二	内部監査
専務取締役	重 宗 昇	FP本部長
常務取締役	村 井 正 浩	管理・経営戦略・CS推進担当
常務取締役	豊 田 修	国際第一営業・ミルボンUSA・ミルボン上海・ミルボンコリア
取 締 役	藤井政幸	F P 本部副本部長
取 締 役	村 田 輝 夫	生産本部長
取 締 役	武田靖史	開発本部長
取 締 役	大 塩 充	事業開発部長
取 締 役	鴻 池 一 信	国際第二営業部長・ミルボンタイランド
取 締 役	高 畑 省一郎	公認会計士、経営戦略研究所所長
取 締 役	濱 □ 泰 三	伊藤忠食品株式会社取締役・相談役
監査役(常勤)	村 田 浩 二	
監 査 役	遠藤桂介	弁護士
監 査 役	田多理	税理士

⁽注) 1. 取締役のうち高畑省一郎氏及び濱口泰三氏は、社外取締役であります。なお、両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

^{2.} 監査役のうち遠藤桂介氏及び田多理氏は、社外監査役であります。なお、両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

^{3.} 監査役遠藤桂介氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有するものであります。

^{4.} 監査役田多理氏は、税理士の資格を有しており、会計及び税務に関する相当程度の知見を有するものであります。

^{5.} 平成29年3月16日開催の第57期定時株主総会において、村田浩二氏は監査役に再任されました。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役 11名 282,617千円 監査役 3名 33,093千円

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与24.968千円は含まれておりません。
 - 2. 社外取締役2名に対する報酬等の額は14,508千円であり、上記に含まれております。
 - 3. 社外監査役2名に対する報酬等の額は10.581千円であり、上記に含まれております。
 - 4. 平成28年3月17日開催の第56期定時株主総会において、取締役の報酬額は「年額4億円以内(うち社外取締役分5,000万円以内)」、監査役の報酬額は「年額7,000万円以内」としてそれぞれ決議いただいております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、全ての社外取締役及び全ての監査役との間において、会社法第427条第1項及び定款第34条第2項の規定に基づき、会社法第423条第1項に規定する会社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該責任限定契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(4) 社外役員に関する事項

①重要な兼職の状況並びに当該兼職先との関係

取締役高畑省一郎氏は、経営戦略研究所所長を兼職しておりますが、当社と当該兼職先の間には重要な取引その他の関係はありません。

取締役濱□泰三氏は、伊藤忠食品株式会社取締役・相談役を兼職しておりますが、当社と当該兼職先の間には重要な取引その他の関係はありません。

②当社または主要取引先等特定関係事業者との関係

記載すべき事項はありません。

③当事業年度における主な活動状況

区分	氏 名	主な活動状況
取締役	高畑省一郎	当事業年度開催の取締役会13回のうち13回に出席し、主に公認会計士としての専門的 見地から当社の経営に関する的確な助言を行っております。

区分	氏 名	主な活動状況
取締役	濱口泰三	当事業年度開催の取締役会13回のうち12回に出席し、総合商社執行役員、食品商社の経営者としての経験に基づき、当社の海外への事業展開、グローバル化への的確な助言を行っております。
監査役	遠藤桂介	当事業年度開催の取締役会13回のうち13回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から当社の経営に関する的確な助言を行っております。 また、当事業年度開催の監査役会8回のうち8回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監査役	田多理	当事業年度開催の取締役会13回のうち13回に出席し、主に税理士としての専門的見地から当社の経営に関する的確な助言を行っております。また、当事業年度開催の監査役会8回のうち8回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

仰星監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	26,700千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	26,700千円

⁽注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないことから、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障があると認められる場合等、必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

^{2.} 監査役会は、日本監査役協会の「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前事業年度の監査実績を分析評価し、会計監査人が提示した当事業年度の監査報酬・監査計画等を検討した結果、当該報酬等は適切であると判断し、会社法第399条第1項の同意をしております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会計監査人との間において、会社法第427条第1項及び定款第34条第2項の規定に基づき、会社法第423条第1項に規定する会社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該責任限定契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める会計監査人の最低責任限度額としております。

6. 会社の体制及び方針

- (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制並びに運用状況
 - ①業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要
 - 1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス体制に係る規程を役職員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とし、全役職員に周知徹底するとともに、必要に応じ研修を行い、遵守されることを確保する。管理部は役職員による行動規範の遵守状況を監視し、その結果を必要に応じて取締役会に報告する。

また、反社会的勢力との関係の排除については、管理部を統括部門として、警察、企業防衛協議会、弁護士等の外部機関と緊密に連携し、反社会的な個人やグループに毅然たる態度で臨み、これらへの関与を明確に拒絶・排除する。

2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会規程、文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、これを保存、管理する。取締役及び監査役は、常時これらの文書を閲覧できるものとする。

3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、環境、災害、製品の安全性、品質、情報セキュリティなどに係るリスクについては、リスクマネジメント基本規程に則り、管理部を主管部門として、各部門におけるリスクについて情報を収集し、その把握に努めるとともに、全社的なリスク状況を分析し、必要に応じて規程の整備、研修の実施、マニュアルの作成・配布などを行うものとする。また、各部門はリスク発生時には直ちに管理部に通知するものとし、管理部は対策本部を設置する等の対応をとるものとする。

4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営計画書を年1回作成し、執行状況を財務報告書及び活動報告書により毎月取締役会で報告して管理する。また、職務権限規程及び稟議規程を運用することにより、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制をとる。

- 5) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための 体制
- イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制 子会社各社より毎月、当社の取締役会に対して財務報告書及び活動報告書を提出することにより、子会社の職務の執行に係る事項に関する当社への報告体制としている。
- 口. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制 リスクマネジメント基本規程、子会社管理規程に則り、管理部を主管部門として、各子会社におけるリスクについて情報を収集、分析し、必要に応じて規程の整備、研修の実施、マニュアルの作成・配布などを行うものとする。また、各子会社はリスク発生時には直ちに管理部に通知するものとし、管理部は必要に応じ対策本部を設置する等の対応をとるものとする。
- ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 子会社管理規程に則り、子会社の経営計画は当社の取締役会で年1回承認され、子会社より、毎 月、当社の取締役会に対して財務報告書及び活動報告書を提出させるものとし、当社では必要に応 じて、子会社に対し様々な支援を行い、子会社の取締役等の職務の有効性、効率性を確保する。
- 二. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 子会社管理規程、各子会社の就業規則等に則り、コンプライアンスに関する規程を各子会社の役職員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とし、全役職員に周知徹底するとともに、必要に応じ研修を行い、遵守されることを確保する。管理部は各子会社のコンプライアンス上の問題、課題等を把握し、必要に応じて支援を行う。また、監査役、内部監査部は子会社を対象とした監査活動を行い、コンプライアンス上の問題の早期発見に努める。
- 6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項 当社では、必要と認められる場合には、監査役の職務を補助すべき使用人を設置する。
- 7) 上記6) の使用人の取締役からの独立性に関する事項 当社では監査役の職務を補助すべく設置した使用人の人事異動、人事評価及び懲戒に関しては、 監査役会の同意を必要とする。また、その使用人が監査役より監査業務に必要な命令を受けた場合

は、その命令に関して取締役等の指揮・命令を受けない。

21

- 8) 当社の監査役への報告に関する体制
- イ. 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制

当社の取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加えて、当社及び子会社に重大な影響を及ぼす事項を速やかに報告する。監査役は取締役会において決議または報告される、会社の重要な業務執行に関する事実に関して、会議に出席または議事録等を閲覧することにより報告を得ることとする。

ロ. 当社の子会社の取締役等及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

各子会社の取締役等は、当社の監査役に対して、当社及び子会社に重大な影響を及ぼす事項を速 やかに報告する。監査役は、子会社管理規程に基づき、各子会社より取締役会において報告され る、各子会社の重要な業務執行、活動状況の報告に関して、会議に出席または議事録等を閲覧する ことにより報告を得ることとする。

9) 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

子会社管理規程に則り、前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する。

10) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役は代表取締役に毎年1回監査計画を提出し、代表取締役は監査の自主性を最大限尊重し、 正当な理由なくこれを制限せず費用の前払及び償還を行うものとする。

- 11) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - 監査役は毎月1回取締役会において、必要に応じて取締役との意見交換を行う。また、年3回、 監査役、監査法人及び内部監査部三者で意見交換会を開催する。
- 12) 財務計算に関する報告及び情報の適正性を確保するための体制
 - 一般に公正妥当と認められる内部統制の枠組み(「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準 内部統制の基本的枠組み」(2007年2月15日 企業会計審議会))に則り、内部統制基本規程において財務報告に係る内部統制の取り組み方針を定め、維持・運用し、その有効性を継続的に評価し、必要な是正・改善を行うことにより、財務報告の信頼性を確保する。

②業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における取り組みにつきましては、子会社も含め、上記①の業務の適正を確保するための 体制に則った運用を実施しております。

その主な取り組みとしては以下のとおりです。

- ・経営計画書を作成し、その進捗状況を毎月の取締役会で報告、管理しております。
- ・リスクマネジメント基本規程に則り、日常のリスク対応を行うだけでなく、四半期毎に発生したリスクを取りまとめ、今後の取り組みにつき取締役会で報告、共有しております。
- ・役員に内部統制に関する勉強会を実施し、当社の内部統制システムの現状と課題を共有し、意識向上を図りました。
- ・全社員向けにコンプライアンスに関する各種勉強会を実施し、知識の習得と意識向上を図りました。
- ・働き方改革への取り組みの一環として、テレワーク制度を導入しました。今後、本制度の効果的な活用の実現を目指します。
- ・「財務報告に係る内部統制基本計画書」を作成し、それに基づき、内部統制の整備と、運用状況の 評価等を実施しました。
- ・監査役はすべての取締役会に出席し、取締役と積極的な意見交換を行い、また、監査法人、内部監査部、管理部 CSR推進室との会議を設け、意見交換を行いました。

(2) 会社の支配に関する基本方針

当社は、平成28年1月27日開催の取締役会において、当社株式の大規模買付行為への対応方針(買収防衛策)を、平成28年3月17日開催の第56期定時株主総会においてご承認いただくことを条件として発効させることを決議し、同株主総会においてこれをご承認いただきました。平成30年3月開催予定の当社定時株主総会終結の時まで有効な当社株式の大規模買付行為への対応方針(買収防衛策)(以下、「本対応方針」といいます。)を含む会社法施行規則第118条第3号所定の事項は以下のとおりです。

①基本方針の内容

当社グループは『ミルボンは、ヘアデザイナーを通じて、美しい生き方を応援する事業展開をします。 美しい生き方、美しい髪は人の心を豊かにします。豊かな心は文化を育みます。文化を大切にする社会 は平和をもたらします。ミルボンはそう信じて事業展開を推進し、業界、ひいては国、地域に貢献しま す。』を企業理念とし、事業領域を美容室、美容師に絞った事業活動を展開しております。

そうした中で培った、以下の1)から3)が、当社グループにとって企業価値の源泉と考えています。

1) 販売力=フィールドパーソンシステム

当社グループは、美容室とヘアデザイナーを支援するために、独自の営業体制を確立しています。 単なる商品販売ではなく、美容室、エンドユーザーの声を真摯に聴き、課題を発見、対処法を考え 提案します。美容室への教育活動を中核に、美容室の増収・増益に貢献します。当社グループでは、 そのような活動を行う営業部員をフィールドパーソンと呼んでいます。

フィールドパーソンを育てるために、9ヶ月間に及ぶ社内研修を実施しています。ヘアケアやカラーリング、パーマなどの基本的な美容技術に加え、美容業界の幅広い知識・経営分析・企画立案などの様々なスキルを習得しています。競合他社が真似のできない、当社グループ独自のビジネスモデルとなっています。

2) 商品開発力=TAC製品開発システム

美容室の現場で成功しているヘアデザイナー、さらにエンドユーザーに学びながら、美容ソフトと製品を開発するのが当社グループ独自の「TAC (Target Authority Customer)製品開発システム」です。

ヘアカラー客が他店と比べて飛びぬけて多い美容室、ヘアケア客が飛びぬけて多い美容室など、テーマによって顧客からダントツの人気を集めている美容室・ヘアデザイナーには、成功技術(哲学、考え方、ヘアデザイン、美容技術)が存在しています。その成功技術を一般の美容室でも使えるように標準化し、それをサポートする製品を創ります。

3) 市場戦略=フィールド活動システム

どのような市場環境においても、成長する美容室は存在しています。当社グループでは、成長している、または、成長する可能性の大きい美容室にフィールドパーソンの活動を集約することで、市場環境が悪化しても、当社グループも一緒に成長できるマーケティングを展開しています。

当社取締役会は、あらゆる大規模買付行為に対して否定的な見解を有するものではありません。しかし、株式の大規模買付行為の中には、その目的等から見て企業価値及び株主共同の利益を明確に毀損するもの、大規模買付行為に応じることを株主の皆さまに強要して不利益を与えるおそれがあるもの等、必ずしも対象会社の企業価値、ひいては、株主共同の利益を確保し、向上させることにはならないと思われるものも存すると考えられます。そのような大規模買付行為に対しては、当社としてこのような事態が生ずることのないように、あらかじめ何らかの対抗措置を講ずる必要があると考えます。

もっとも、そのような大規模買付行為以外の大規模買付行為については、それを受け入れるべきか否かの最終的な判断は、当社取締役会ではなく当社株主の皆さまに委ねられるべきものと考えております。しかしながら、当社の経営には、当社の企業価値の源泉であるフィールドパーソンシステム、TAC製品開発システム、フィールド活動システムを前提とした特有の経営ノウハウや、当社の従業員、仕入先などの協力業者、当社の直接の取引先である代理店、さらに、その先の美容室等のステークホルダーとの間に築かれた信頼関係等への深い理解が不可欠であります。

これらに関する十分な知識と理解なくしては、株主の皆さまが将来実現することのできる株主価値を 適正に判断することはできません。当社は、平素から、当社株式の適正な価値を株主及び投資家の皆さ まにご理解いただくよう努めておりますが、突然大規模買付行為がなされたときに、大規模買付者の提 示する当社株式の取得対価が妥当かどうかを株主の皆さまに短期間の間に適切に判断していただくため には、大規模買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠と考え ております。

なお、当社株主の皆さまがこのような判断を行うための十分な情報提供という観点から、大規模買付者自身の提供する情報に加え、それに対する当社取締役会の評価・検討に基づく意見や、場合によっては当社取締役会による代替案の提案も、当社株主の皆さまにとっては重要な判断材料になると考えます。このような観点から、当社取締役会としては、当社株主の皆さまにより適切にご判断いただけるよう、大規模買付者に対して大規模買付行為に関する情報提供を求め、係る情報提供がなされた後、当社取締役会において速やかにこれを検討・評価し、後述の特別委員会の勧告を最大限に尊重し、当社取締役会としての意見を取りまとめて一般に公開します。そして、当社取締役会が必要と判断した場合は、大規模買付者の提案の改善についての交渉、当社取締役会としての当社株主の皆さまへの代替案の提示を行うこととします。

当社取締役会は、上記の基本的な考え方に立ち、大規模買付行為が、これを具体化した一定の合理的なルールに従って進められることが当社及び当社株主共同の利益に合致すると考え、以下のとおり当社株式の大規模買付行為に関するルール(以下、「大規模買付ルール」といいます。)を設定し、大規模買付者に対して大規模買付ルールの遵守を求めます。そして、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、当社取締役会は、一定の対抗措置を取ることができるものといたします。上記の基本的な考え方に照らし、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しないこと自体が、当社株主の皆さまの適切な判断を妨げ、当社株主共同の利益を損なうものと考えられるからです。また、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、当社に回復し難い損害を与えるなど当社株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、一定の対抗措置を取ることができるものといたします。

なお、当社は、現時点において、特定の第三者から大規模買付けを行う旨の通告や買収提案をうけて おりません。

②基本方針実現のための具体的な取り組み

当社グループは、2015年度(第56期)より、新たなブランドスローガン「美しさを拓く。Find Your Beauty」のもと、次の未来を見据えた中期的な経営ビジョン「中期5ヵ年事業構想(2015年~2019年)」を策定しております。その主な内容は以下のとおりです。

「教育を中心としたフィールド活動によって、世界の国・地域の美容に地域貢献し、日本発(初)、世界No. 1のグローバルプロフェッショナルメーカーをめざします。」をグローバルビジョンとして掲げ、以下のような取り組みを通じてグローバル化を推進します。

- i. グローバル組織態勢多文化対応ネットワーク型のグループ企業経営を目指します。
- ii. グローバル商品戦略 グローバル研究開発・生産態勢を構築します。
- iii. グローバル人材育成 グローバルな視野でリーダーシップを発揮する、経営感覚のある次期グローバルリーダーを育成します。
- iv. グローバル市場展開 アジア3本柱構想(日本、東アジア、東南アジア)と欧米のネットワークの構築によって、グロー バル事業展開を加速します。

v. グローバル財務戦略

営業活動により獲得したフリーキャッシュの約半分を、生産能力の増強、新規営業拠点の設立・増強、M&A投資、化粧品ビジネスへの投資等、今後のさらなる成長のために投資し、一方、株主還元としては、配当性向40%を目安に安定的に実施したいと考えております。また、資本効率の目標として2019年度にROE12%以上を目指します。

このような取り組みを通して、当社グループは、「世界のヘア化粧品プロフェッショナル市場においてアジアNo.1、世界ベスト5入りをめざします。」を中期ビジョンとして掲げ、ヘアデザイナーと共に、世界の美容に貢献していきます。

当社グループは、経営の透明性、公平性を重視したコーポレート・ガバナンスを実施しております。 さらに、積極的な情報開示に努めることで企業に対する信頼が高まり、企業価値の向上につながると考 えております。

当社は監査役制度を採用しており、現在、取締役は11名(うち社外取締役2名)、監査役は3名(うち社外監査役2名)であります。また、社外有識者とのアドバイザー契約により、適宜社外有識者の意見を取り入れる体制を整えております。

③基本方針に照らして不適切な者による支配を防止するための取り組み

大規模買付ルールの内容

当社取締役会が設定する大規模買付ルールとは、1)当社株主の皆さまの判断及び当社取締役会としての意見形成のために、事前に大規模買付者から当社取締役会に対して必要かつ十分な情報(以下、「必要情報」といいます。)が提供され、2)大規模買付行為は、当社取締役会による当該大規模買付行為に対する一定の評価期間が経過した後に開始されるものとする、というものです。

具体的には、当社取締役会は、大規模買付行為の提案があった場合、まず、その事実を速やかに開示 します。さらに、大規模買付者には、当社取締役会に対して、必要情報を提供していただきます。

必要情報の具体的内容は大規模買付行為の内容によって異なり得るため、具体的には大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社取締役会宛に、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大規模買付行為の概要を記載した、大規模買付ルールに従う旨の意向表明書をご提出いただくこととし、当社取締役会は、係る意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者から当初提供いただくべき必要情報のリストを当該大規模買付者に交付します。その項目の一部は以下のとおりです。

- i. 大規模買付者及びそのグループの概要 (大規模買付者の事業内容、当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。)
- ii. 大規模買付行為の目的及び内容(対価の種類及び価額、関連する取引の仕組み、買付方法及び関連する取引の適法性等を含みます。)
- iii. 大規模買付行為の対価の価額の算定根拠(算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容を含みます。)
- iv. 大規模買付行為の資金の裏付け
- v. 当社の経営に参画した後に想定している経営者候補(当社の事業と同種の事業についての経験等に 関する情報を含みます。)、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等
- vi. 大規模買付行為の後における当社の従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者の処遇方針

なお、当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは合理的に不十分と認められる場合には、当社取締役会は、特別委員会の助言を受け、大規模買付者に対して必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。ただし、当社取締役会は、追加的な情報提供の求めについても、特別委員会の助言を最大限尊重するものとし、無制限に追加的な情報提供の求めを行うことはいたしません。

当社取締役会は、提供された必要情報が、当社株主の皆さまの判断のために必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。また、大規模買付者が当社取締役会に対し必要情報の提供を完了した場合には、速やかにその旨を開示いたします。

次に、当社取締役会は、大規模買付者が当社取締役会に対し必要情報の提供を完了した後、60日間(対価を現金(円貨)のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合)または90日間(その他の大規模買付行為の場合)を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間(以下、「評価期間」といいます。)として与えられるべきものと考えます。ただし、特別委員会が後述の特別委員会の勧告期限の延期を勧告し、当社取締役会が、特別委員会の勧告期限を最大10日間延期した場合には、評価期間は、勧告期限が延期された日数に応じ、それぞれ最大10日間延長されるものとします。また、評価期間が延長される場合には延長される日数及び延長の理由を公表します。評価期間中、当社取締役会は外部専門家等の助言を受けながら、提供された必要情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見をとりまとめ、公表します。また、評価期間中、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として代替案を公表して当社株主の

皆さまに対し提示することもあります。従って、大規模買付行為は、評価期間(前述の勧告期限の延期がなされた場合は、これに伴う延長後の評価期間)の経過後にのみ開始されるものとします。

*大規模買付ルールを遵守しない大規模買付行為、あるいは大規模買付ルールを遵守するものであっても当社に回復し難い損害を与えるなど、当社株主共同の利益を著しく損なうと判断される大規模買付行為がなされた場合の対応方針、特別委員会の設置(対抗措置の公正さを担保するための手続き)や特別委員会規則の内容、株主・投資家の皆さまに与える影響等、ルールの有効期限等の具体的事項につきましては、下記ホームページでご覧いただけます。

(http://www.milbon.co.jp/ir/upload file/top 02/160127 baishu-bouei.pdf)

④具体的な取り組みに対する取締役会の判断及びその理由

当社取締役会は、以下の理由から、本対応方針が基本方針に沿い、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本対応方針は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則)を充足しています。また、企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」において示された考え方に沿うものであります。

- 2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること
 - 本対応方針は、上述のとおり、当社株式に対する大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為が適切なものであるか否かを株主の皆さまが判断するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆さまのために交渉を行うことなどを可能とすることで、当社企業価値、ひいては、当社株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。
- 3) 株主意思を重視するものであること

当社は、平成28年3月17日開催の当社定時株主総会において改訂後の本対応方針の是非につき、株主の皆さまのご意思を問い、ご承認いただきましたことをもって、株主の皆さまの意向が反映されております。加えて、本対応方針の有効期間は平成30年の当社定時株主総会終結の時までと設定されておりますが、その時点までに当社株主総会、または取締役会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止されることになり、株主の皆さまの意向が反映されるものとなっています。

4) 独立性の高い社外者の判断を重視していること

当社は、本対応方針の導入に当たり、取締役会の恣意的な対抗措置の発動を排除し、株主の皆さまのために、本対応方針の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として特別委員会を設置します。

本対応方針の導入に際し、特別委員会は、外部有識者と社外監査役等から構成いたします。

特別委員会は、大規模買付者から提供された必要情報が十分であるか、不足しているかを助言します。

実際に当社に対して大規模買付行為がなされた場合には、特別委員会が、「特別委員会規則」に従い当該買付が当社の企業価値、ひいては、当社株主共同の利益を著しく損なうものであるか否か等を判断し、当社取締役会はその勧告を最大限に尊重することとします。特別委員会の勧告の概要及び判断の理由等については適時に株主の皆さまに情報開示いたします。

このように、独立性の高い特別委員会により、当社取締役会が恣意的に追加的な情報提供の求めを 無制限に行うことや対抗措置の発動を行うことのないよう厳しく監視することによって、当社の企業 価値、ひいては、当社株主共同の利益に資する範囲で本対応方針の運用が行われる仕組みが確保され ております。

また、当社は平成28年3月開催の定時株主総会終結の時をもって、社外取締役2名が就任しました。社外取締役は当社に対して大規模買付行為がなされた場合に、当該買付が当社の企業価値、ひいては、当社株主共同の利益に資するか否かについて、客観的かつ独立した立場から取締役会で意見を述べることも期待されており、特別委員会と共に独立性の高い社外者の判断を重視する仕組みとなっております。

5) 合理的な客観的要件を設定していること

本対応方針においては、上述のとおり、大規模買付行為に対する対抗措置は合理的、かつ、詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設計されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

6) 第三者専門家の意見を取得すること

大規模買付者が出現すると、特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタント等の専門家を含みます。)の助言を受けることができるとされています。これにより、特別委員会による判断の公正さ、客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

7) デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

上述のとおり、本対応方針は当社株主総会あるいは取締役会の決議で廃止することができるため、本対応方針は、いわゆるデッドハンド型の買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。

また、当社は取締役の任期について、期差任期制を採用していないため、本対応方針はスローハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)でもありません。

(注)本対応方針の有効期限は、平成30年3月開催予定の第58期定時株主総会(以下、「本総会」といいます。)終結の時までとなっています。東京証券取引所において適時開示したとおり、平成30年2月14日開催の取締役会において、本総会の終結の時をもって、本対応方針を更新しないことを決議しました。詳細につきましては、当社ホームページに掲載の平成30年2月14日付「当社株式の大規模買付行為への対応方針(買収防衛策)の非継続(廃止)について」をご参照ください。

(http://www.milbon.co.jp/ir/upload_file/top_02/20180214baisyuboueisaku.pdf)

⁽注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (平成29年12月31日現在)

412月31日発生/
金額
の部
16,106,686
金 6,164,763
金 5,076,624
品 2,991,885
品 57,709
品 1,025,671
産 458,893
他 450,693
金 △119,553
21,535,919
14,626,742
物 6,861,729
具 2,169,817
地 5,029,802
定 12,981
他 552,412
943,654
5,965,522
券 4,748,113
産 275,188
産 9,750
他 996,332
金 △63,862

(注)	記載金額は、	干円未満を切り	/捨てて表示	しており)ます。

					(単位:千円)
	科目				金額
	負	債	の	部	
流 動	負	債			5,995,253
買	掛		金		1,145,987
未	払		金		2,535,084
未 払	法人	税	等		786,252
返 品	調整	引当	金		292,501
賞 与	₹ 31	当	金		318,617
そ	\mathcal{O}		他		916,809
固 定	負	債			543,986
退職総	計付に係	る負	債		47,859
繰 延	税 金	負	債		411,511
そ	\mathcal{O}		他		84,614
負 債	の部	合	計		6,539,239
	純	資産	E (の部	
株 主	資	本			29,402,131
資	本		金		2,000,000
資 本	剰	余	金		200,066
利 盆	善 剰	余	金		27,756,292
自	己林	朱	式		△554,227
その他の台	包括利益累	計額			1,701,234
その他を	与価証券評	価差額	金		1,332,021
為替:	換 算 調	整 勘	定		381,392
退職給作	寸に係る調	整累計	額		△12,178
純資産	産の部	合	計		31,103,366
負債・約	英隆の	部合	計		37,642,605

連結損益計算書 (平成28年12月21日から) (平成29年12月31日まで)

TN	<u> </u>	ĠŦ.
科	金	額
売 上	高	33,456,268
売 上 原	価	10,659,047
売 上 総 利 益		22,797,220
販売費及び一般管理	費	17,452,054
営 業 利 益		5,345,165
営 業 外 収	益	
受 取 利 息 及 び 配 当	金 74,297	
その	他 130,382	204,680
費 祭 費	用	
売 上 割	引 512,060	
その	他 40,002	552,062
経常 利益		4,997,783
経 常 利 益 特 別 利	益	4,997,783
	益 益 70	4,997,783
特別利	_	4,997,783 788,611
特 別 利 固 定 資 産 売 却	益 70	
特 別 利 固 定 資 産 売 却 投資有価証券売却	益 70 益 788,540	
特 別 利 固定資産売却 投資有価証券売却 特別損	益 70 益 788,540 失	
特 別 利 固 定 資 産 売 却 投 資 有 価 証 券 売 却 特 別 損 固 定 資 産 除 却	益70益788,540失48,144	788,611
特 別 利 却 日 定 資 産 売 却 特 別 損 日 定 資 産 除 却 打 有 で が ラ ン ド 整 理	益 70 益 788,540 失 損 48,144 損 520,594 益	788,611 568,739
特 別 利 却	益 70 益 788,540 失 損 48,144 損 520,594 益	788,611 568,739 5,217,656
特 別 利	益 70 益 788,540 失 損 48,144 損 520,594 益 税	788,611 568,739 5,217,656 1,438,644
特 別 利 却 お お お お お お お お お お ま か ま か ま か ま か ま か	益 70 益 788,540 失 損 48,144 損 520,594 益 税	788,611 568,739 5,217,656 1,438,644 △38,174

⁽注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (平成28年12月21日から) 平成29年12月31日まで)

			株主資本		
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成28年12月21日残高	2,000,000	199,946	25,248,823	△544,946	26,903,823
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△1,309,716		△1,309,716
親会社株主に帰属する当期純利益			3,817,186		3,817,186
自己株式の取得				△9,508	△9,508
自 己 株 式 の 処 分		119		227	347
株主資本以外の項目の連結会計 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)					
連結会計年度中の変動額合計	_	119	2,507,469	△9,280	2,498,308
平成29年12月31日残高	2,000,000	200,066	27,756,292	△554,227	29,402,131

(単位:千円)

	その他の包括利益累計額				
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整 勘定		その他の包括利益 累計額合計	純資産合計
平成28年12月21日残高	752,695	43,336	6,592	802,624	27,706,448
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当					△1,309,716
親会社株主に帰属する当期純利益					3,817,186
自 己 株 式 の 取 得					△9,508
自 己 株 式 の 処 分					347
株主資本以外の項目の連結会計 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)	579,325	338,055	△18,771	898,609	898,609
連結会計年度中の変動額合計	579,325	338,055	△18,771	898,609	3,396,917
平成29年12月31日残高	1,332,021	381,392	△12,178	1,701,234	31,103,366

⁽注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

動

余 及

品 及

延 税

定

械 及

工具、

面

設

フ

資

払 年

倒

ത

固 定

倒

固

流

現

受

売

商

原

仕

貯

前

そ

貸

有 形

建

構

機

+

建

そ

投

前

そ

貸

産

資

無形

固

貸借対照表 (平成29年12月31日現在)

箵

7 X 預

S,

手

費

当

産

金 資

定資産

S,

器具及び備

資 産

ウ

価 証

社

金

出

勘

I

資

掛

材

掛

蔵

 \mathcal{O}

3

築

運

仮

 \mathcal{O}

 \vdash

投資その他の資産

有

会

会 社

従業員に対する長期貸付金

関係会社長期貸付金

 \mathcal{O}

引

資

取

払

産

産

 \mathcal{O}

金

形

金

品

料

品

品

用

産

他

金

物

物

置

具

品

地

定

ア

他

券

式

用

他

金

計

金 額

14,442,883

5,466,170

4.689.983

2.148.672

678.124

209,622

124,409

358,176

376,650

△115,351

22,828,438

13,828,240

6,216,487

1.997.645

160.242

523,159

11,556

920,098

899,407

8,080,099

4,742,234

1,719,327

430,000

292,736

738.122

△63,862

37.271.321

1.542 220.000

20,690

4.914.347

4.801

債

負

の

部

57,452

448.972

部

(単位:千円) 金 額 負 部 債 \bigcirc 流 動 負 債 5.953.050 買 金 掛 1,218,689 未 払 金 2,495,329 未 払 費 用 234,273 法 税 等 762,832 未 払 209.109 預 6) 金 返 292.501 調 整 引 金 304.980 引 当 賞 与 金 そ \mathcal{O} 他 435.334 定 債 400.906 負 固 繰 税 320.593 延 金 債 他 80,312 そ \mathcal{O}

			純	資	産	(カ	部	
株	主	資	7	本					29,585,343
資		本	-			金			2,000,000
資	本	乗	J	余		金			200,066
	資	本	準	備		金			199,120
	その	他資	本	剰	余	金			946
利	益	乗	J	余		金			27,939,504
	利	益	準	備		金			300,880
	その	他禾	」益	剰	余	金			27,638,624
	另	途	積	1	Z	金			3,500,000
	紿	越 和	山 益	剰	余	金			24,138,624
Ė		己	杓	ŧ		式			△554,227
評価	・ 接	算	差	預等	手				1,332,021
そ(の他有	価証	券評	価差	き額	金			1,332,021
純賞	資 産	の	部	Ê	ì	計			30,917,365
負債	• 純	資産	≣ の	部	合	計			37,271,321

計

6,353,956

合

当

35

合 (注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (平成28年12月21日から) (平成29年12月31日まで)

科	Ħ		金	額
売 上		高		30,850,878
売 上	原	価		10,780,235
売 上 総	利 益			20,070,642
販売費及び一	般管理	費		15,178,016
営業	利 益			4,892,626
営 業 外	収	益		
受 取 利 息 及	び 配 当	金	70,973	
雑 収		入	137,848	208,822
営 業 外	費	用		
売 上	割	引	512,060	
減 価 償	却	費	11,962	
雑 損		失	31,368	555,391
経常	利 益			4,546,056
特別	利	益		
固定資産	売 却	益	70	
投資有価証	券 売 却	益	788,540	788,611
特別	損	失		
固定資産	除却	損	46,951	
ブ ラ ン ド	整理	損	520,594	567,546
税 引 前 当 期	1 純 利	益		4,767,122
法人税、住民税	及び事業	税		1,346,808
法 人 税 等	調整	額		△34,870
当期純	利	益		3,455,184

⁽注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (平成28年12月21日から) (平成29年12月31日まで)

(単位:千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金					
	貝华亚	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計			
平成28年12月21日残高	2,000,000	199,120	826	199,946			
事業年度中の変動額							
剰 余 金 の 配 当							
当期 純利 益							
自 己 株 式 の 取 得							
自 己 株 式 の 処 分			119	119			
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	_	_	119	119			
平成29年12月31日残高	2,000,000	199,120	946	200,066			

	株主資本						
		利益類		1.0 > >= 1			
	利益準備金	その他利	益剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計	
	小皿牛佣亚	別途積立金	繰越利益剰余金	合計			
平成28年12月21日残高	300,880	3,500,000	21,993,156	25,794,036	△544,946	27,449,036	
事業年度中の変動額							
剰 余 金 の 配 当			△1,309,716	△1,309,716		△1,309,716	
当期 純利 益			3,455,184	3,455,184		3,455,184	
自己株式の取得					△9,508	△9,508	
自己株式の処分					227	347	
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	_	_	2,145,468	2,145,468	△9,280	2,136,307	
平成29年12月31日残高	300,880	3,500,000	24,138,624	27,939,504	△554,227	29,585,343	

	評価・換	純資産合計		
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
平成28年12月21日残高	752,695	752,695	28,201,732	
事業年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当			△1,309,716	
当 期 純 利 益			3,455,184	
自己株式の取得			△9,508	
自己株式の処分			347	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	579,325	579,325	579,325	
事業年度中の変動額合計	579,325	579,325	2,715,632	
平成29年12月31日残高	1,332,021	1,332,021	30,917,365	

⁽注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

株式会社 ミルボン 取締役会 御中

平成30年3月2日

仰星監査法人

代表 社員 公認会計士 徳丸 公義 印業務執行社員

業務執行社員公認会計士 侯野 朋子 印

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ミルボンの平成28年12月21日から平成29年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ミルボン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更に記載されているとおり、会社は、当連結会計年度より、従来、定率法により減価償却を行っていた有形固定資産の減価償却方法を定額法に変更している。 当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

株式会社 ミルボン 取締役会 御中

平成30年3月2日

仰星監査法人

業務執行社員公認会計士 侯野 朋子 印

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ミルボンの平成28年12月21日から平成29年12月31日までの第58期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更に記載されているとおり、会社は、当事業年度より、従来、定率法により減価償却を行っていた有形固定資産の減価償却方法を定額法に変更している。 当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

当監査役会は、平成28年12月21日から平成29年12月31日までの第58期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び仰星監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
 - ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年3月9日

株式会社ミルボン 監査役会

常勤監査役 村田浩二 印

社外監査役 遠 藤 桂 介 印

社外監査役 田 多 理 印

株主総会会場のご案内略図

場 所 東京都中央区日本橋蛎殻町2丁目1番1号 ロイヤルパークホテル3階 [ロイヤルホール] TEL (03) 3667-1111 (代表)



A● 東京メトロ/半蔵門線 B● 東京メトロ/日比谷線 水天宮前駅 4番出口直結 人形町駅 A1出口 徒歩5分 人形町駅 A3出口 徒歩5分

○● 都営浅草線

※ 誠に恐縮ながら、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。

本年から、株主総会ご出席株主さまへのお土産の配布を取り止めさせていただくことになりました。 何卒ご了承くださいますようお願い申しあげます。



